

畜産農家 各位

大崎市長 伊藤 康志
(公印省略)

東京電力福島第一原発事故に伴う、宮城県の牛の出荷制限要請について
(通知)

日頃より本市の畜産振興につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、畜産物の安全確保のため、原発事故後（平成23年3月11日以降）に収集された稲わら・麦わらについて、牛（乳用牛・肥育牛・繁殖牛・育成牛）への飼料としての給与及び敷料としての利用について自粛要請をお願いしているところですが、この度、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、7月28日付けで内閣総理大臣より宮城県に対して、下記のとおり宮城県全域の牛の出荷制限について指示があり、宮城県より出荷制限要請がありましたので、対応方をお願い申し上げます。

尚、出荷制限の解除に向け、全頭検査や全戸検査などの安全管理体制の構築を行うこととなりますので、今後も情報を共有している宮城県、大崎市、貴殿が所属するJAや酪農協等に、随時最新情報を確認いただき、ご対応いただきたくお願い申し上げます。不明な点がございましたら、下記にご相談ください。

記

区 域	宮城県の全域
出荷制限対象	① と畜場へ出荷する全ての種類の牛 ② 県外へ移動する牛（12月齢未満を除く。）

【損害賠償について】

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく損害賠償に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料等の購入伝票・領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管してください。なお、6月13日にJA宮城中央会、JA及び酪農協等で構成する「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会」が設立されております。今後については、所属する各JA及び酪農協等へご相談ください。

担当 産業経済部農林振興課 農業経営係
係長 安部祐輝 主査 福原貴之
TEL 0229-23-7090 FAX 0229-23-7578
e-mail nourin@city.osaki.miyagi.jp

平成23年7月28日
宮 城 県

畜産農家の皆様へ

牛の出荷制限について

本県から出荷された牛について、暫定規制値を超える牛肉が確認されました。

これらは県内の複数の市町村で飼養された牛であり、地域的な広がりが見られることから、7月28日に原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、県内で飼養されている牛について、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されました。

これにより、畜産農家の皆様におかれましては、全ての牛のと畜場へのお荷停止、及び12月齢以上の牛の県外への移動停止をお願いします。

今後は、出荷制限解除に向け、全頭検査・全戸検査等の安全管理体制を早急に構築するとともに、出荷制限に伴う畜産農家経営について万全の支援体制を整えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後、飼養管理状況を確認するため調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

区 域	宮城県全域
対 象	①と畜場へ出荷する全ての種類の牛 ②県外へ移動する牛（12月齢未満を除く）

問い合わせ先

大河原家畜保健衛生所 指導班	電話	0 2 2 4 - 5 3 - 2 5 1 3
仙台家畜保健衛生所 指導班	電話	0 2 2 - 2 5 7 - 0 9 2 1
北部家畜保健衛生所 指導班	電話	0 2 2 9 - 9 1 - 0 7 2 9
栗原地域事務所 畜産振興班	電話	0 2 2 8 - 2 2 - 2 4 8 7
東部家畜保健衛生所 指導班	電話	0 2 2 0 - 2 2 - 2 3 4 9
東部地方振興事務所 畜産振興班	電話	0 2 2 5 - 9 5 - 1 4 3 8

農林水産部畜産課

(損害賠償)	企画管理班	電話	0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 5 1
(自肅要請)	草地飼料班	電話	0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 5 2
(廃用牛)	生産振興班	電話	0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 5 3
(飼料安全)	衛生安全班	電話	0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 5 4